

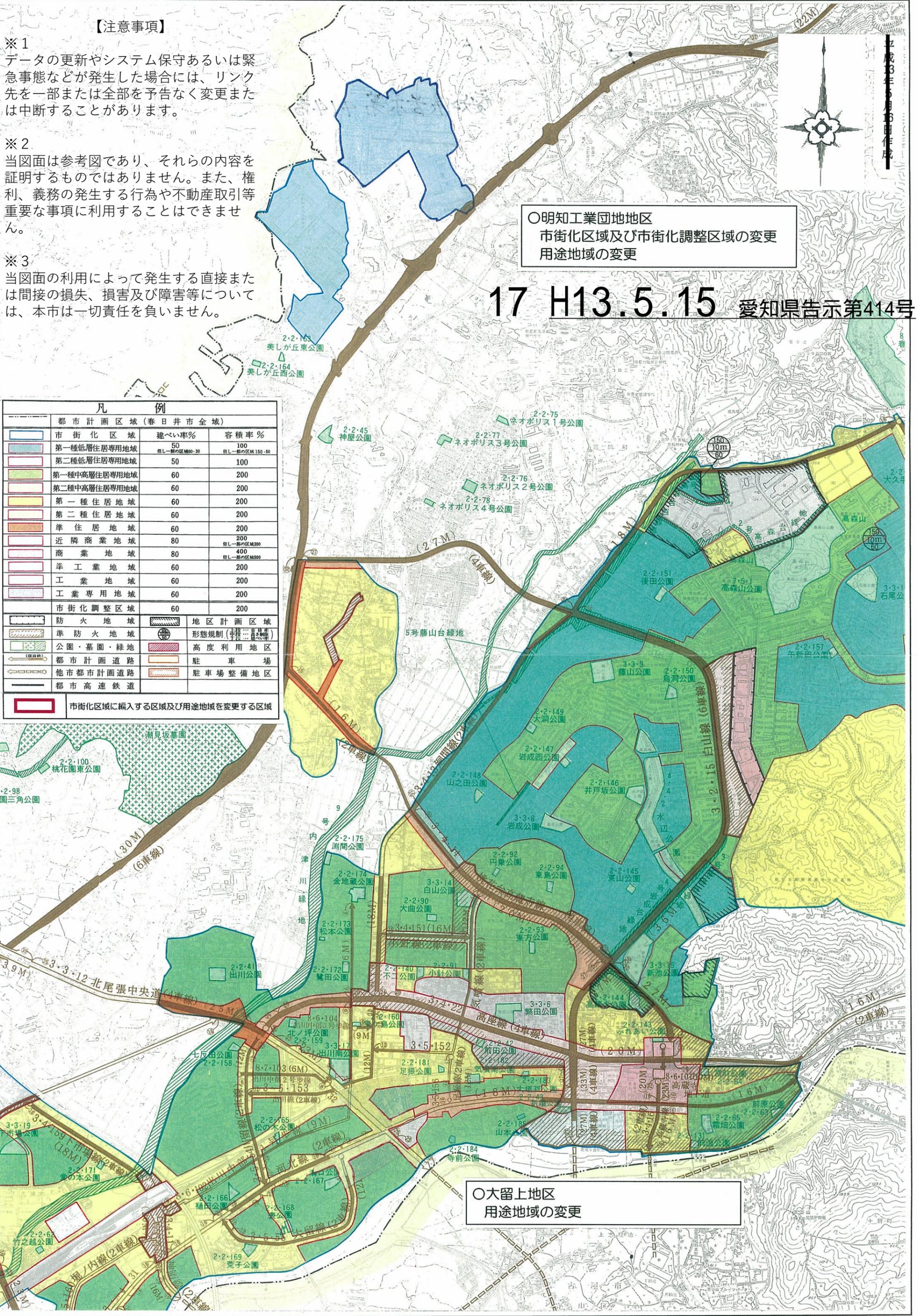
【注意事項】

- ※1
データの更新やシステム保守あるいは緊急事態などが発生した場合には、リンク先を一部または全部を予告なく変更または中断することがあります。
- ※2
当図面は参考図であり、それらの内容を証明するものではありません。また、権利、義務の発生する行為や不動産取引等重要な事項に利用することはできません。
- ※3
当図面の利用によって発生する直接または間接の損失、損害及び障害等については、本市は一切責任を負いません。

○明知工業団地地区
市街化区域及び市街化調整区域の変更
用途地域の変更

17 H13.5.15 愛知県告示第414号

凡 例			
都市計画区域(春日井市全域)			
市街化区域	建ぺい率%	容積率%	
第一種低層住居専用地域	50 但し一部の区域は30	100	但し一部の区域は150・50
第二種低層住居専用地域	50	100	
第一種中高層住居専用地域	60	200	
第二種中高層住居専用地域	60	200	
第一種住居地域	60	200	
第二種住居地域	60	200	
準住居地域	60	200	
近隣商業地域	80	200	但し一部の区域は300
商業地域	80	400	但し一部の区域は500
準工業地域	60	200	
工業地域	60	200	
工業専用地域	60	200	
市街化調整区域	60	200	
防火地域	地区計画区域		
準防火地域	形態規制(非障壁型)		
公園・墓園・緑地	高度利用地区		
都市計画道路	駐車場		
他市都市計画道路	駐車場整備地区		
都市高速鉄道			
市街化区域に編入する区域及び用途地域を変更する区域			



平成13年5月16日作成